

令和4年那審第17号

裁 決

調査船A遊漁船B衝突事件

受 審 人 a

職 名 A船長

操縦免許 小型船舶操縦士

受 審 人 b

職 名 B船長

操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官甲斐繁利出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

受審人 b を戒告する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の年月日時刻及び場所

令和4年6月9日10時57分僅か前

沖縄県石垣港北方沖合

2 船舶の要目

船 種 船 名 調査船A

遊漁船B

総トン数	2.46トン	1.9トン
登録長	9.60メートル	9.18メートル
機関の種類	ディーゼル機関	電気点火機関
出力	169キロワット	110キロワット

3 事実の経過

Aは、昭和53年9月に進水し、モーターホーンを備えたFRP製小型兼用船で、船体中央部後方に操舵室を設け、同室にGPSプロッター2台、舵輪、自動操舵装置及び同装置に延長コードが接続された遠隔管制器、魚群探知機、簡易型船舶自動識別装置(AIS)、機関操縦レバーを、操舵室後部囲壁右舷側に同操縦レバーをそれぞれ装備し、a受審人が救命胴衣を着用して1人で乗り組み、外国漁船操業等調査及び監視業務の目的で、船首0.4メートル船尾1.0メートルの喫水をもって、令和4年6月9日04時00分石垣港を発し、同港北方沖合約3.5海里の調査水域に向かった。

a受審人は、GPSプロッターを作動させて07時40分頃前示調査水域に到着し、外国漁船操業等調査及び監視業務を行ったのち、遠隔管制器を持って操舵室後部囲壁後方の両舷に渡した踏み板上に上り、同囲壁右舷側の機関操縦レバーを操作し、09時00分頃同調査水域を発進して帰途に就いた。

a受審人は、操舵室後部ひさしの開口部から上半身を出し、踏み板上の椅子に腰を掛けた姿勢をとり、風防を通して操船に当たりながら石垣港北方沖合を航行していたところ、左舷船首方となる名蔵湾に巡視船1隻を視認し、同船が船首を同港に向けてほとんど移動していないことを認めた。

a受審人は、10時52分僅か前琉球観音埼灯台（以下「観音埼灯台」という。）から322度（真方位、以下同じ。）3.5海里の地

点で、周囲を一見しても前示巡視船以外に船舶を見掛けなかったことから、前路に他船はいないと見込み、針路を153度に定めて自動操舵とし、11.2ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で、当該巡視船に視線を向けて進行した。

a 受審人は、10時54分半観音埼灯台から320度3.0海里の地点に達したとき、正船首830メートルのところに、日よけを展張したBを視認することができ、その後、船首を風上に向けた同船がほとんど移動しない様子から漂泊していることが分かり、Bに向首して衝突のおそれがある態勢で接近する状況であったが、以前名蔵湾で見掛けた巡視船が航行を開始して自船の前方間近を航過したことが何回もあったことから、視認している巡視船がいつ航行を開始するのか同船の動静を確かめることに気をとられ、見張りを十分に行わなかったため、Bの存在にも、この状況にも気付かず、同船を避けることもないまま続航した。

こうして、a 受審人は、ふと視線を船首方に向けたところ、10時57分少し前船首至近にBを初めて視認し、機関を中立運転として左舵をとったものの、及ばず、10時57分僅か前観音埼灯台から318度2.5海里の地点において、Aは、船首が148度を向き、4.9ノットの速力となったとき、その右舷船首部がBの左舷船尾部に後方から7度の角度で衝突した。

当時、天候は曇りで風力2の南南東風が吹き、潮候は上げ潮の初期にあたり、視界は良好であった。

また、Bは、昭和60年9月に進水し、X社を介してb 受審人が借り受けた、最大とう載人員が船員1人及び旅客12人のFRP製プレジャーモーターボートで、船体中央部甲板の上方に日よけを展張し、同甲板前方の右舷側に操舵スタンドを設け、同スタンド上部に魚群探

知機兼用のGPSプロッター及び機関操縦レバーを設置し、同受審人が1人で乗り組み、釣り客6人を乗せ、いずれも救命胴衣を着用し、遊漁の目的で、有効な音響による信号を行うことができる手段を講じないまま、船首0.4メートル船尾0.6メートルの喫水をもって、令和4年6月9日08時15分石垣港を発し、同港北方沖合約6海里の釣り場に向かった。

b 受審人は、魚群探知機兼用のGPSプロッターを作動させ、操舵スタンド後方に立って操船に当たり、09時00分頃前示釣り場に到着し、日よけから両舷に垂らした波しぶきよけのシートを巻き込み、錨泊を始めて各釣り客と共に遊漁の際に使用する生餌を釣り、10時00分頃錨泊を終えて同釣り場を発進し、石垣港北方沖合約5海里の釣り場に移動した。

b 受審人は、10時10分衝突地点付近に至り、周囲を一見して船舶を見掛けなかったことから、同地点付近で漂泊しても航行する他船に支障はないと見込み、遊漁を行わせるため船首を南方に向け、船首部から傘部の直径約1.4メートルのパラシュート型シーアンカー（以下「シーアンカー」という。）を投じ、張り索に連結した直径10ミリメートル（以下「ミリ」という。）の合成繊維製引き索を約8メートル及び同シーアンカーの頂部と連結索でつないだ直径20センチメートルの球形オレンジ色浮体に連結した直径8ミリの同製引揚げ索を約15メートルそれぞれ繰り出し、ともに船首部の係船柱に係止したのち、チルトダウンとしたまま機関を停止して漂泊を開始した。

b 受審人は、船体中央部甲板の両舷に釣り客を3人ずつ振り分けて各釣り客が仕掛けを海中に投入するなか操舵スタンド後方に置いたプラスチック製の椅子に腰を掛け、周囲の見張りを行ったり各釣り客の様子を眺めたりしていたところ、右舷側の釣り客1人が巻き上げた仕

掛けに絡まりを生じていたことから、船尾部甲板に赴き、左舷方を背にしてしゃがんだ姿勢をとり、釣り客の仕掛けを解き始めた。

b受審人は、10時54分半衝突地点で、船首が155度を向いていたとき、右舷船尾2度830メートルのところに、Aを視認することができ、その後同船が自船に向首して衝突のおそれがある態勢で接近する状況であったが、釣り客の仕掛けを解くことに気をとられ、見張りを十分に行わなかったため、Aの存在にも、この状況にも気付かず、同船に対して避航を促す音響信号を行うことも、Aが更に接近しても衝突を避けるための措置をとることもないまま漂泊を続けた。

こうして、b受審人は、釣り客の仕掛けを解きながらふと視線を上げて周囲を見渡したところ、10時57分少し前船尾至近にAを初めて視認し、大声を上げたものの、どうすることもできず、船体中央部甲板で釣り客5人が身構えるなか釣り客1人と共に海中に飛び込み、Bは、船首が155度を向いたまま、前示のとおり衝突した。

衝突の結果、Aは、右舷船首部外板に擦過傷等を生じ、Bは、左舷船尾部外板に亀裂及び擦過傷を生じたが、のち修理された。

(航法の適用)

本件は、石垣港北方沖合において、航行中のAと漂泊中のBとが衝突したもので、衝突地点付近の水域には特別法である港則法の適用がないことから、一般法である海上衝突予防法が適用されることになる。

海上衝突予防法には、航行中の船舶と漂泊中の船舶とに適用できる定型的な航法規定がないので、同法第38条及び第39条の船員の常務によって律するのが相当である。

(原因及び受審人の行為)

本件衝突は、石垣港北方沖合において、航行中のAが、見張り不十分で、前路で漂泊中のBを避けなかったことによって発生したが、Bが、見張り不十分で、避航を促す音響信号を行わず、衝突を避けるための措置をとらなかったことも一因をなすものである。

a 受審人は、石垣港北方沖合において、同港に向けて航行する場合、前路の他船を見落とすことのないよう、見張りを十分に行うべき注意義務があった。しかし、同人は、視認している巡視船がいつ航行を開始するのか同船の動静を確かめることに気をとられ、見張りを十分に行わなかった職務上の過失により、前路で漂泊中のBの存在にも、同船に向首して衝突のおそれがある態勢で接近する状況にも気付かず、Bを避けることもないまま進行して衝突する事態を招き、A、B両船に損傷を生じさせるに至った。

以上のa 受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第2号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

b 受審人は、石垣港北方沖合において、遊漁を行わせるため漂泊する場合、自船に接近する他船を見落とすことのないよう、見張りを十分に行うべき注意義務があった。しかし、同人は、釣り客の仕掛けを解くことに気をとられ、見張りを十分に行わなかった職務上の過失により、Aの存在にも、同船が自船に向首して衝突のおそれがある態勢で接近する状況にも気付かず、Aに対して避航を促す音響信号を行うことも、同船が更に接近しても衝突を避けるための措置をとることもないまま漂泊を続けて衝突する事態を招き、A、B両船に損傷を生じさせるに至った。

以上のb 受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第3号を適用して同人を戒告する。

よって主文のとおり裁決する。

令和5年3月16日

門司地方海難審判所那覇支所

審判官 永 木 俊 文